

大規模小売店舗の新設の届出の公告の訂正

令和6年4月5日付札幌市告示第1511号「大規模小売店舗の新設の届出の公告」を下記のとおり訂正する。

令和6年5月9日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正内容

廃棄物関係添付書類・補足資料「廃棄物-1」ページ「(1) 建築物の利用状況」

項目	訂正前	訂正後
建築面積	2,024㎡	1,831㎡
延床面積	1,826㎡	1,802㎡
A棟：株式会社ツルハ専用面積	1,115㎡	1,131㎡
専用面積計	1,826㎡	1,802㎡
専用面積のうち小売店舗、事業以外の用に供する面積	253㎡	229㎡

2 訂正理由 誤記のため

【参考：札幌市告示第1511号の概要】

大規模小売店舗の新設の届出の公告

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ツルハドラッグ屯田6条店・プロノ屯田店

所在地 札幌市北区屯田6条3丁目4-1、4-2、4-3、4-4

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ツルハ

住所 札幌市東区北24条東20丁目1番21号

代表者 代表取締役 八幡 政浩

名称 ハミューレ株式会社

住所 札幌市東区北34条東14丁目1番23号

代表者 代表取締役 武居 秀幸

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称 株式会社ツルハ、ハミューレ株式会社

4 大規模小売店舗の新設をする日 令和6年11月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,573㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 位置：届出書のとおり 収容台数：49台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 位置：届出書のとおり 収容台数：35台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 位置：届出書のとおり 面積：80㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置：届出書のとおり 容積：12㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前7時00分から午後9時50分まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

数：出入口5箇所 位置：届出書のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分まで

8 その他

建物の構造及び階数：鉄骨造1階建

用途地域：準住居地域

建築面積 2,024㎡、延床面積 1,826㎡

9 届出年月日 令和6年3月28日

10 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

縦覧期間 令和6年4月5日～令和6年8月5日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)
(午前8時45分～午後5時15分(午後0時15分～午後1時を除く))